

令和4年度
包括外部監査結果報告書
【概要版】

補助金、負担金及び交付金の
財務に関する事務の執行について

令和5年2月

秋田市包括外部監査人
公認会計士 吉岡 順子

目 次

第1 包括外部監査の概要.....	1
1. 監査対象部局と対象補助金等	1
2. 事件を選定した理由.....	3
第2 監査の結論.....	4
1. 秋田市における補助金、負担金及び交付金の現状.....	4
(1) 過去5年間の状況.....	4
(2) 補助金等の予算科目別内訳	5
2. 監査結果総括.....	7
3. 総論編.....	7
【意見1】 補助金等事業のDX化について (P 2 1)	7
4. 各論編.....	9
(1) 総務部	9
① 補助金等の決算額の推移.....	9
② 監査の結果(指摘及び意見)	9
【意見2】 今後における職員研修のリカバリーの必要性について (P 4 0)	9
【意見3】 今後の空き家対策の充実・促進について (P 4 1)	9
【意見4】 自主防災組織の強化のために更に充実させるべき事業のあり方について (P 4 1)	10
【意見5】 外部とのシステム共用に関する選択・運営に関する基準の明確化等について (P 4 2)	10
【指摘事項1】 分取金の廃止に関する適切な交渉と調査について (P 4 2)	10
(2) 企画財政部.....	11
① 補助金等の決算額の推移.....	11
② 監査の結果(指摘及び意見)	11
【意見6】 農業集落排水事業会計に対する繰出金のあり方について (P 5 9)	11
【意見7】 水洗化率の目標達成状況について (P 6 1)	13
【意見8】 秋田市東京圏移住支援事業補助金の利用実績について (P 6 2)	14
【意見9】 所得税の処理に関する周知について (P 6 3)	14
【意見10】 予算と決算の差額について(光回線整備事業費補助金)(P 6 4)	15
(3) 観光文化スポーツ部	15
① 補助金等の決算額の推移.....	15
② 監査の結果(指摘及び意見)	16
【意見11】 補助対象経費の明確化及び精算について (P 7 3)	16
【指摘事項2】 スポーツホームタウン推進事業補助金のあり方について (P 7 5) ..	17

【指摘事項 3】 補助金の終期の設定がないことについて (P 79)	20
【意見 12】 プロスポーツチームの公益性の検証について (P 80)	21
(4) 市民生活部.....	21
① 補助金等の決算額の推移.....	21
② 監査の結果 (指摘及び意見)	22
(5) 福祉保健部.....	22
① 補助金等の決算額の推移.....	22
② 監査の結果 (指摘及び意見)	22
【意見 13】 電子地域通貨と福祉政策について (P 106)	22
【意見 14】 補助対象経費などのわかりやすい情報開示について (新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業費補助金) (P 107)	23
【意見 15】 補助対象範囲の拡大について (いきいき長寿はり・きゅう・マッサージ費受療券の使用に関する負担金) (P 108)	24
【意見 16】 介護従事者資格取得支援事業費補助金の目的と効果について (介護従事者資格取得支援事業費補助金) (P 108)	24
【指摘事項 4】 敬老会補助金の見直しについて (P 108)	24
【指摘事項 5】 団体の活動状況に見合った補助金の支出について (秋田市老人クラブ活動補助金及び老人クラブ連合会各種活動補助金) (P 111)	27
【意見 17】 補助金の適用範囲の拡大と利用可能性の向上について (障がい者雪下ろし支援事業補助金 (障がい福祉課、補助金) 及び高齢者雪下ろし支援事業補助金) (P 113)	28
(6) 環境部.....	29
① 補助金等の決算額の推移.....	29
② 監査の結果 (指摘及び意見)	29
【意見 18】 交付金支給対象である環境保全団体の財務状況の検討について (自然環境保全・体験支援事業) (P 131)	29
【意見 19】 中小企業等省エネ促進事業の拡充について (P 131)	29
【意見 20】 再生可能エネルギー導入支援事業の拡充について (前掲と重複するもの) (P 132)	30
【意見 21】 木質ペレットボイラーの補助金について (P 132)	30
【意見 22】 木質ペレット、木質ペレットボイラーの燃料費への補助について (P 132)	30
【意見 23】 協同組合秋田古紙回収協会の確定申告書等の会計資料入手とチェックの必要性について (古紙ステーション回収システム支援経費) (P 132)	30
【意見 24】 生ごみ減量促進事業の更なる活性化について (P 133)	30

第1 包括外部監査の概要

1. 監査対象部局と対象補助金等

① 総務部

- ・総務課管理費(総務課、負担金)
- ・職員研修費(人事課、諸会議等出席負担金)
- ・老朽危険空き家等対策経費(防災安全対策課、補助金)
- ・自主防災組織育成事業(防災安全対策課、補助金)
- ・防災対策管理費(防災安全対策課、負担金)
- ・電子入札システム運用経費(契約課、負担金)
- ・財産管理費(財産管理活用課、その他)

② 企画財政部

- ・農業集落排水事業会計負担金等(財政課、補助金)
- ・下水道事業会計負担金等(財政課、補助金)
- ・移住促進事業(人口減少・移住定住対策課、補助金)
- ・光回線整備事業費補助金(情報統計課、負担金)

③ 観光文化スポーツ部

- ・竿燈まつり保存・継承支援事業補助金(観光振興課、補助金)
- ・竿燈まつり開催準備事業補助金(観光振興課、補助金)
- ・スポーツホームタウン推進事業活動支援補助金(スポーツ振興課、補助金)

④ 市民生活部

- ・秋田県花いっぱい運動の会負担金(中央市民サービスセンター、負担金)
- ・秋田市新型コロナウイルス感染症対策飲食店支援金(新型コロナウイルス対策室、補助金)
- ・まちあかり・ふれあい推進事業(生活総務課、補助金)
- ・個人番号カード発行関係経費(市民課、交付金)

⑤ 福祉保健部

- ・ボランティア保険料負担金(福祉総務課、負担金)
- ・秋田市社会福祉団体補助金(福祉総務課、補助金)
- ・秋田市社会福祉法人補助金(秋田市社会福祉協議会福祉活動費)(福祉総務課、補助金)
- ・地域保健・福祉活動推進事業補助金(福祉総務課、補助金)
- ・秋田市障がい者団体補助金(障がい福祉課、補助金)
- ・秋田市障がい福祉等ロボット等導入支援事業費補助金(障がい福祉課、補助金)
- ・秋田市新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業費補助金(障がい福祉課、補助金)
- ・秋田市地域活動支援センター補助金(障がい福祉課、補助金)

- ・障がい者雪下ろし支援事業負担金(障がい福祉課、補助金)
- ・身体・知的障がい児(者)バス運賃無料化事業負担金(障がい福祉課、負担金)
- ・いきいき長寿はり・きゅう・マッサージ費受療券の使用に関する負担金(長寿福祉課、負担金)
- ・介護ロボット導入促進事業費補助金(介護保険課、補助金)
- ・介護従事者資格取得支援事業費補助金(介護保険課、補助金)
- ・敬老会補助金(長寿福祉課、補助金)
- ・高齢者コインバス事業の実施に係る負担金(長寿福祉課、負担金)
- ・秋田市軽費老人ホーム事務費補助金(長寿福祉課、補助金)
- ・秋田市老人クラブ活動補助金、連合会各種活動補助金(長寿福祉課、補助金)
- ・高齢者雪下ろし支援事業補助金(長寿福祉課、補助金)
- ・自動給水ポンプユニット交換修繕にかかる負担金(福祉総務課、負担金)
- ・市立秋田総合病院運営費交付金及び運営費負担金(福祉総務課、交付金・負担金)
- ・介護予防・日常生活支援総合事業費(介護予防・生活支援サービス)負担金分及び補助金分(長寿福祉課、負担金・補助金)
- ・高額医療合算介護予防サービス相当費(長寿福祉課、負担金)
- ・高額介護予防サービス相当費(長寿福祉課、負担金)
- ・介護予防・日常生活支援総合事業費(介護予防ケアマネジメント事業費)(長寿福祉課、負担金)
- ・介護支援ボランティア制度に係るボランティア活動転換交付金(長寿福祉課、交付金)
- ・介護支援ボランティア保険料負担金(長寿福祉課、負担金)
- ・地域元気アップ事業補助金(長寿福祉課、補助金)
- ・地域包括支援センター職員基礎研修参加負担金(長寿福祉課、諸会議等出席負担金)
- ・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(福祉総務課、補助金)
- ・新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金(福祉総務課、その他)
- ・秋田市防災・減災等事業整備計画に係る施設整備費補助金(介護保険課、補助金)

⑥ 環境部

- ・自然環境保全・体験支援事業(環境総務課、交付金)
- ・中小企業等省エネ促進事業(環境総務課、補助金)
- ・再生可能エネルギー導入支援事業(スマートシティ創エネ事業)(環境総務課、補助金)
- ・古紙ステーション回収システム支援経費(環境都市推進課、交付金)
- ・環境都市推進課管理費(環境都市推進課、負担金)
- ・ごみ集積所設置費補助事業(環境都市推進課、補助金)
- ・生ごみ減量促進事業(環境都市推進課、補助金)
- ・ごみ処理施設運営費(総合環境センター、交付金)

2. 事件を選定した理由

普通地方公共団体は、地方自治法第 232 条の 2 の規定に基づき、公益上必要がある場合に補助をすることができ、通常、一般会計の歳出決算額のうち、義務的経費を除く経常的経費の一定割合を、補助費としての補助金の執行額が占めている。補助金は、個人または団体による活動のうち、公益性が認められる活動に対して、地方公共団体が支援することで、医療・教育などに代表される社会福祉水準の向上や産業の育成などの行政上の目的を達成するための手段であり、なんらの反対給付を受けることなく、一方的に支出する給付である。

一方で、補助金は一旦交付されると、必要性や効果を十分検証することなく、既得権益化するきらいがあり、交付要件に縛られて、創意工夫への意欲をそぐなどの問題点も指摘されるところである。このため、補助金等の交付事務については、規則や要綱等の根拠規定を明らかにし、対象事業費等を特定した上で、目的外使用や不適切な執行を禁止するなど、財務上のリスクに適切に対応する必要がある。

令和 3 年 3 月に策定した「秋田市人口ビジョン」では、秋田市の人口は、自然減に加え、社会減も相まって、急激な人口減少局面に入った。この傾向が継続した場合、2045 年には約 22 万 6 千人まで人口は減少し、かつ老年人口割合は約 47%に達し、生産年齢人口割合を上回るものと予想されている。こうした状況から、平成 31 年 1 月に策定した「第 7 次秋田市行政改革大綱(第 3 期・県都『あきた』改革プラン)」において、安定した質の高い公共サービスを提供するためには、限りある経営資源を効率的に活用し、市民・企業・他自治体等との連携による行政運営を一層充実させつつ、これまでの枠組みに捉われない新たな発想も取り入れながら、人口減少・少子高齢社会に適応した行財政運営を追及していく必要があるとした。

また、将来の財政見通しとして、毎年度、収支不足が生じることが見込まれることから、歳入規模に見合った歳出構造を堅持しつつ、基金残高の確保や市債残高の縮減を図るなど、安定的で持続可能な財政基盤を確保するため、令和 3 年 3 月に策定した「第 7 次秋田市行政改革大綱(第 3 期・県都『あきた』改革プラン)実施計画」において、歳出の見直しとして、基準外繰出しの縮減や公共施設に係るコスト縮減を掲げているものの、補助金等に対する取り組みは盛り込まれていない。

こうした行政改革を実行する上で、質的・金額的重要性を増す補助金、負担金及び交付金の財務に関する事務の執行に関する課題を把握することは、秋田市にとって重要なテーマである。

以上から、秋田市の補助金、負担金及び交付金の財務に関する事務の執行について検討することは重要であり、また過去 10 年間に秋田市の包括外部監査において当該事務を事件(テーマ)としていないことから、令和 4 年度の包括外部監査の事件(テーマ)として有意義であると判断し事件(テーマ)として選択した。

第2 監査の結論

1. 秋田市における補助金、負担金及び交付金の現状

(1) 過去5年間の状況

以下のグラフは過去5年間の一般会計における補助金、負担金及び交付金(以下、「補助金等」という。)の決算額の推移を示したものである。

【図表1】 過去5年間の補助金等の推移



(出所)秋田市の資料より監査人が作成。

(参考金額)

(単位:百万円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
補助金	6,003	5,756	5,721	37,030	10,645
負担金	8,045	8,465	9,564	11,695	14,618
交付金	1,700	1,765	1,591	1,813	2,124
その他	413	37	39	776	4,637
合計	16,162	16,024	16,916	51,316	32,025
一般会計に 占める割合	12.34%	12.30%	12.75%	28.79%	20.11%

(出所)秋田市の資料より作成。

(注)秋田市の予算科目を以下のように集計している。

①原則として反対給付を求めない「補助金」には、補助金、補助金(災害)、補助金(普建)が含まれる。

- ②契約により支払う「負担金」には、負担金、負担金(維持)、負担金(人件費)、負担金(普建)、工事負担金、工事負担金(普建)、工事負担金(維持)、諸会議等出席負担金、諸会議等出席負担金(普建)が含まれる。
- ③契約により事務処理の報償として支払われる「交付金」には、交付金、交付金(普建)が含まれる。

これによれば、令和元年度までは補助金等の決算額は一般会計の 12%程度で安定していたが、令和 2 年度に急増し、令和 3 年度も一般会計のほぼ 5 分の1を占める状況となっている。

令和 2 年度は補正予算で計上し補助金として支出した特別定額給付金 30,597 百万円が計上されたことが急増の主な理由である。令和 3 年度においても補正予算で計上し補助金として支出した住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業 2,866 百万円の計上などコロナ禍の影響等への対策の影響が大きく現れている。令和 3 年度で更に重要な点は、「その他」の区分の急増である。以下に、「その他」のうち当初予算には計上されなかったが、その後補正予算として計上されたものの一覧を示す。これによれば、コロナ禍対応に特化して対応がなされていたことが認められる。

【図表 2】補正予算で計上された「その他」の事業項目(令和 3 年度)

事業の名称	予算科目(款)	支出済額(単位:千円)
新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業	民生費	13,100
妊婦インフルエンザワクチン接種費助成事業	衛生費	799
子育て世帯臨時特別給付金給付事業	民生費	3,908,700
子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)給付事業	民生費	166,900
子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)給付事業	民生費	100,500
子ども応援給付金給付事業	民生費	420,430

(出所)秋田市の資料より作成。

(注)特別会計を除く

(2)補助金等の予算科目別内訳

補助金等の予算科目別(款)の内訳を示すと以下のとおりである。なお、参考までにコロナ禍以前の平成 30 年度の内訳の割合も比較のために示している。なお、予算科目については、各区分で金額の多いものから記載している。

【図表 3】 補助金等の予算科目別(款)の内訳(令和 3 年度)

区分	予算科目(款)	支出済額 (単位:千円)	割合	割合(平成 30 年度)
補助金	民生費	4,719,408	44.33%	28.99%
	土木費	1,998,762	18.78%	27.19%
	商工費	1,780,569	16.73%	14.71%
	農林水産業費	1,434,131	13.47%	14.64%
	衛生費	228,007	2.14%	4.28%
	労働費	191,127	1.80%	2.32%
	総務費	146,395	1.38%	2.37%
	教育費	127,676	1.20%	5.30%
	災害復旧費	19,088	0.18%	0.18%
負担金	総務費	5,975,024	40.87%	5.38%
	民生費	3,705,510	25.35%	41.34%
	土木費	3,238,692	22.15%	32.33%
	衛生費	938,867	6.42%	15.09%
	農林水産業費	509,546	3.49%	2.49%
	消防費	85,206	0.58%	1.13%
	商工費	84,172	0.58%	0.85%
	教育費	79,441	0.54%	1.34%
	議会費	2,025	0.01%	0.04%
	労働費	151	0.00%	0.00%
交付金	教育費	1,167,297	54.95%	59.71%
	衛生費	443,811	20.89%	14.44%
	農林水産業費	280,287	13.19%	15.46%
	総務費	125,049	5.89%	3.20%
	商工費	77,788	3.66%	4.53%
	議会費	30,140	1.42%	2.65%
その他	民生費	4,609,668	99.41%	0.11%
	教育費	15,964	0.34%	51.11%
	衛生費	9,122	0.20%	45.16%
	総務費	2,444	0.05%	3.61%
	土木費	3	0.00%	0.01%

(出所) 秋田市の資料より作成。

(注) 特別会計を除く

これによれば、補助金やその他に対しては民生費の割合が増加し、それに伴い産業関連分野の割合が減少している。これは先に述べたコロナ禍に伴う影響であり、産業より個人に注目した支援事業が中心となっていると考えられる。一方、負担金については、あきた芸術劇場整備事業の負担金や秋田市民交流プラザ等修繕経費の工事負担金による影響から総務費の割合が増加したものと考えられる。

なお、産業分野での割合が減少する中で、農林水産業に対する支出が堅調に推移していることが注目される。上記の令和3年度と平成30年度の割合の変化が少ない点から、コロナ禍による個人への支援等が増加する中で、補助金等で一定の支援が続いていることが全体の傾向としては言えるが、これは決して従来の固定化した考えに基づくものではないことに留意する必要がある。具体的には、当初予算で計上した南部地区農業経営基幹施設整備支援事業については補正予算で無しとして(事業自体は繰り越して実施している。)、農地集積・集約化対策事業やスマート農業導入支援事業に、確保した財源を振り替えたり、農商工連携ビジネス支援事業、耕作放棄地解消支援事業、畜産生産拡大施設等整備支援事業、森林環境保全整備事業などに一定の予算を割り当てるなどの修正が行われているものと考えられる。また、令和3年度には土地改良法が改正され、令和3年5月31日に「国営及び都道府県営土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針について」(農林水産省、局長通達)を受けて、県営土地改良施設等整備事業負担金についても増額の変更がされている。これらの効果については今後その影響が明らかになると思われる。

2. 監査結果総括

事業名等	指摘事項数	意見数	合計
第3 監査対象の概要及び結論(総論)	-	1	1
第4 監査対象の概要及び結論(各論)			
1 総務部	1	4	5
2 企画財政部	-	5	5
3 観光文化スポーツ部	2	2	4
4 市民生活部	-	-	-
5 福祉保健部	2	5	7
6 環境部	-	7	7
合計	5	24	29

3. 総論編

指摘事項および意見のタイトルの末尾に監査報告書の該当ページを記載している。

【意見1】 補助金等事業のDX化について(P21)

現在政府の補助金の電子申請のシステムを見ると大まかには次の構造をなしている。第1が、GbizIDであり、ひとつのIDで複数の行政サービスにアクセスできる法人・個人事業主向けのシステムである。第2が、jGrantsであり、令和2年4月に経済産業省がリリースした電子申請システムである。これに

より書類記入や郵送手続きが基本的にインターネット経由の申請に置き換わり業務が簡素化された。また、jGrantsの申請にGbizIDを利用することで、二要素認証による強固な本人確認手段を可能としている。ちなみに、二要素認証は、国立大学の学生のメールの使用の前提やスマホの各種サービスにも使用されており、現在では汎用の手法となっている。事業再構築補助金など政府の中小企業対策の補助金では、上記2つのシステムの下に個別の補助金管理システムがリンクされているものが多い。

しかるに、秋田市をはじめとする地方自治体の補助金申請及び交付手続きについてはまだその多くが電子化されていない。平成23年当時の行政改革の一環として行われた補助金の見直しにあっては、専ら支出目的の適正性を中心になされたが、令和に行うべき補助金の見直しについては、①公益性及び平等性の観点、②手続きの簡素化の観点、③DX化の観点、及び④政策目的と効果の観点等から改めて行う必要がある。その際、政府の現行のシステムを活用できる可能性だけでなく、秋田市全体ないしは広くは秋田県全体の標準化された共通基盤の上で構築することも検討すべきであろう。当該電子化事業と後述する各論における電子地域通貨が結び付けられるとかなり効率的かつ先進的な電子自治体となるものと思われる。

今回の新型コロナウイルス感染症関連の各種補助金や助成金等のように、予期せぬあいだに政策等により急遽制度を構築し、業務を実施せざるを得ないようなケースは、不確実性の高い時代にあつて今後ますます増加することも予想される。このような場合でも、職員に急な大きな負担をかけることなく対応できる仕組みの一環として前向きに検討することが望まれる。

なお、電子政府で世界で最も優れた国のひとつであるエストニアを、世界最高齢のプログラマーである若宮正子氏が訪れたとき、これだけ高度な電子政府を構築した理由を尋ねたところ、戦争や災害などで国が失われても、バーチャルの世界で国を運営し、国民がちりぢりになってもそこにアクセスすることで国民が寄り添えるからだと答えられたとのことである。エストニアが今日のウクライナ戦争を想定していたのかはわからないが示唆に富む発言であろう。今後、どのような災害があっても、それは水害や雪害、地震などであっても、市民が電子的にコミュニケーションを取れ、必要なところに必要なサービスを提供できる仕組みの一環としても検討されたい。

4. 各論編

(1) 総務部

① 補助金等の決算額の推移

【図表 4】 補助金等の金額の推移

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
補助金	968	1,527	2,062	2,040	5,882
負担金	107,141	123,293	68,384	98,631	116,999
交付金	-	-	-	-	-
その他	2,718	1,351	1,313	1,294	2,444
合計	110,827	126,171	71,759	101,965	125,325
一般会計の割合	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

(出所) 秋田市の資料より作成。

② 監査の結果(指摘及び意見)

【意見 2】 今後における職員研修のリカバリーの必要性について(P40)

コロナウイルス感染症の影響でこの 2 年間の研修実績は大きく減少している。止むを得ない事ではあるが、過去 2 年間ばかりか、今後ともこの様な状況により既存の研修方法では特に対面の研修は中止等になる可能性も有りうる。

少子高齢化の中で行政職員の今後の採用や、現職の職員について今後さらに研修等による人的資源の有効活用が必要となるところである。

今後、過去 2 年間のブランクを埋める手立てを取りながら、DX 化等も考慮して適切な研修方法の策定と実行が望まれる。なお、現行派遣研修というと国土交通省等公的機関がほとんどであるが、民間の専門機関や大学等の研究機関への学習や研究の機会も考慮する必要もあるであろう。

【意見 3】 今後の空き家対策の充実・促進について(P41)

少子高齢化等の影響もあり日本全国で空き家の増加、特に倒壊等の危険度の高いものや市民生活の環境に重大な悪影響を与えるようなものが増加しており、今後とも増加する傾向にある。

秋田市の積極的な補助金事業により令和 3 年度は大幅に空き家の解体撤去が進展しており、今後とも早急な危険空き家等の処理が望まれる。

また、秋田市は転入者を受け入れて人口減少対策や産業振興等を図っている所であるが、空き家をより適切に有効利用することで減少させるように努力する等の全庁横断的な空き家の情報共有と対策を図る事が望まれる。

空き家については、近時様々な活用方法が提案されている。小規模不動産特定共同事業法を用いたいわゆるファンドを用いた再生事例や、大規模なものを減築して使うこと、室内を野菜工場とする方法など様々である。そのため、空き家の分類にあたっては、現状の状況や建築物としてのリスクだけでなく、活用可能な観点からの分類も求められると考える。

【意見 4】 自主防災組織の強化のために更に充実させるべき事業のあり方について(P41)

地域のコミュニティは少子高齢化等が進む中で弱体化の一途を辿っている。秋田市の自主防災組織自身による防災マップづくり事業は特筆に値する事業である。今後とも、共助としての自主防災組織の強化は、避難時要支援者等の対策も含めて重要な防災対策である。秋田市が長年に渡り事業実績が上がらなかった点をもっと早い段階で事業の見直し(内容変更等)をするべきであった。適切な自主防災組織の充実・強化のために防災マップも含めた適切な施策を実施されることが望まれる。

【意見 5】 外部とのシステム共用に関する選択・運営に関する基準の明確化等について(P42)

横須賀市の電子入札の公証認証システムを、同じ NTT 関連のソフトウェアとして秋田市が共用するに至った点は概念的には納得感がある。確かに当該システムの利活用で、建設工事入札の管理に関して、時間、人員の大幅削減等により効率的に業務を達成できることによる効果(メリット)は大きいものと認められる。

ただし、実際の経費負担として、開発費の負担額も決して少額ではなく、当該システムが当初の見込みよりも短期間で使用廃止となってしまうことは費用対効果として問題があるものと思われる。

加えて、文書の管理保存年数を超えているという事で、システムの導入経緯等の判る資料は廃棄されているということである。

今後において、秋田市以外の行政機関とのシステム共用に関して、適切な契約基準を明確に作り、実際の契約締結した経緯等が後日でも判る様にシステムの使用廃止まで保管する等保存年限を変更すべきである。

【指摘事項 1】 分収金の廃止に関する適切な交渉と調査について(P42)

ア. はじめに

分収金の支払先は自治会又は財産管理会といったいわゆる人格なき社団である。これらについて、以下支払の根拠となる統一条件等の法的効果と分収金についての法人税等の課税問題について示すこととする。

イ. 分収金の統一条件等の法的効果について

当該論点については秋田市が既に弁護士に問い合わせをしており、旧慣使用权について実態がなくならないため、分収金を支払う法的根拠を失っているとのことであるから、漫然と分収金を支払い続けることは著しく不相当であり、公平性の観点からも望ましくはない。財産管理活用課はできるだけ早期に

各部落や自治会などとの交渉を行い、速やかに廃止に向かって対応を行うべきである。

ウ. 法人税法等の扱い

村落自治会や管理会は当然ながら人格なき社団として法人税法の課税の対象となる(法人税法第 2 条①8、第 3 条)。そのため、分収金を収益事業として法人税の申告を必要とする可能性がある。この点、秋田市が当該納税事実を確認しつつ交渉に臨むことになろう。

(2) 企画財政部

① 補助金等の決算額の推移

【図表 5】 補助金等の金額の推移

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
補助金	1,854,087	1,799,105	1,720,850	1,703,323	1,634,905
負担金	2,230,416	2,333,084	3,232,733	4,632,464	7,530,322
交付金	989,018	1,058,485	1,065,345	1,121,138	1,178,151
その他	-	-	32	-	-
合計	5,073,521	5,190,674	6,018,960	7,456,925	10,343,378
一般会計の割合	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

(出所)秋田市の資料より作成。

② 監査の結果(指摘及び意見)

【意見 6】 農業集落排水事業会計に対する繰出金のあり方について(P59)

ア. 地方公営企業繰出金の状況について

地方公営企業繰出金については、毎年度、総務省より通知が発出され、市は当該通知に基づいて負担金及び補助金を交付している。一方で、当該通知に規定された計算根拠に基づかない繰出金もあり、これらを基準外繰出金という場合がある。令和 3 年度における農業集落排水事業会計負担金等(補助金)における基準内繰出金と基準外繰出金の内訳は次のようになっている。

【図表 6】 令和 3 年度繰出金の内訳

区分		令和 3 年度 交付決定額 (千円)
農業集落 排水事業	農業集落排水緊急整備事業に要する経費 (利子分)	8,912
	臨時財政特例債の償還に要する経費 (利子分)	2,261
	分流式下水道等に要する経費	78,525
	地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費	-

	人件費（損益勘定支弁職員2名分）	14,425
	繰出基準以外の利子分	11,577
	農業集落排水使用料低減措置	161,612
	収益的収支調整額	51,951
個別排水 処理事業	個別排水処理施設整備事業に要する経費（利子分）	70
	高資本費対策に要する経費	42
	分流式下水道等に要する経費	8,248
	繰出基準以外の利子分	668
	個別排水使用料低減措置	8,861
	収益的収支調整額	5,826
	合計	352,978

※網掛け部が基準外繰出金である。

（出所）交付決定通知書

イ. 繰出金の支出根拠と現状

地方公営企業は、企業と称しているものの民間の私企業とは異なるものである。しかし、双方ともその背景にある考え方には受益者負担の原則があり、これより地方公営企業には、一般会計とは切り離れた独立採算である企業形態が採用されている。無論、その事業内容には、公共性や公益性があり、その増進が事業目的であるが、一方で、受益者負担の原則は、効率性や経済性を客観的に測定し、これを関係者に説明する責任を生む。そのため、地方公営企業では民間企業と同様の発生主義による財務報告が課されている。この独立採算性の例外ともいえるものが、上記の地方公営企業繰出金であり、地方公営企業法第17条の2において経費負担の原則が規定されている。

地方公営企業においては、「その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費」と「当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費」以外は、「当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。」とされている。

上述した基準内繰出金とは、正に地方公営企業法第17条の2第1項及び第2項に規定する経費を国が指し示したものといえ、それ以外が基準外繰出金であるといえる。

そこで、秋田市における農業集落排水事業会計負担金等における基準外繰出金の最近5年間の実績を検証する。

【図表7】 基準外繰出金の推移

（単位：千円）

区分	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
人件費 （損益勘定支弁職員分）	26,292	17,945	14,240	18,843	14,425
繰出基準以外の利子分	4,311	6,904	15,544	14,025	12,245

使用料低減措置	136,162	141,303	151,675	158,496	170,473
収益的収支調整額	56,441	62,808	52,175	68,283	57,777
合計	223,206	228,960	233,634	259,647	254,920

(出所)秋田市からのヒアリングによる。

ウ. 繰出金のあり方

本来的には、独立採算で運営していかなければならない地方公営企業であるが、様々な状況の変化に対応して一時的に基準外繰出金が発生することはあり得ることであり、そのことに問題はない。しかし、上表に記載されているように継続的に発生し、さらに全体として増加傾向である場合には、今後の対応を検討しなければならないと考える。少なくとも農業集落排水事業会計に対する基準外繰出金について、明確なルールの設定は必要である。また、ルールが既にある場合、そのルールは現行のままで良いのか、現在の状況を踏まえたものとなっているかについて検討することを要望する。

【意見 7】水洗化率の目標達成状況について(P61)

秋田市では、下水道事業に係る社会資本総合整備計画として、「秋田市における良好な水環境ネットワークの形成(第2期)」(計画期間:令和2年度から令和4年度)を策定している。

この計画は、秋田市における生活排水処理構想に基づき、公共下水道で整備すべき地区について早期に未普及解消に取り組む必要があることから、それぞれ適正な手法で下水道整備に着手し、快適な暮らしを実現し、良好な水環境を創造することを目標とするものである。特に、定量的な目標として、「下水道処理人口普及率」と「水洗化率」を掲げており、それぞれの目標値と現在の状況は次のとおりである。

【図表 8】水洗化率の目標の推移

(単位:%)

区分	R2 実績	R3 中間目標	R3 実績	R4 最終目標
下水道処理人口普及率	94.1	94.7	94.7	95.1
水洗化率	90.0	91.2	90.2	91.6

(出所)秋田市からのヒアリングによる。

上表より、下水道処理人口普及率については、令和3年度の間目標もクリアしており、令和4年度の最終目標の達成も十分可能な状況であると見られる。

一方、水洗化率の方は、令和3年度における実績が中間目標に届いておらず、令和4年度の最終目標達成は難しいのではないかと考えられる。

公共下水道の処理区域内においては、公共下水道が使用できるようになってから3カ月以内に排水設備を設置し、接続する必要があり、また、くみ取便所については、処理開始の日から3年以内に水洗便所に改造しなければならないことになっている。市では、公共下水道へ早期に接続してもらうために、融資あっせんや助成金制度を複数設け、水洗化を促しているところである。しかし、水洗化工事にかかる費用は概ね60万円ほどかかることされており、これが原因で進んでいないと考えられる。特に高齢者の

みの世帯などでは、経済的な負担に見合うメリットが感じられない場合もある。現行実施している助成制度の周知に力を入れるとともに、対象要件を絞った上で助成金額を現在より上乗せするなどして水酸化率の向上に努めていただきたい。

【意見 8】 秋田市東京圏移住支援事業補助金の利用実績について(P62)

本補助金は、令和元年度から導入されたものである。補助制度が導入されてから令和3年度までの支給実績は、次のとおりである。

【図表 9】 補助金等の金額の推移

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
最終予算額（円）	9,300,000	3,688,000	3,600,000
決算額（円）	600,000	3,600,000	2,600,000
交付実績（件）	1	4	3

本補助金については、導入初年度である令和元年度の当初予算において9,300千円を計上していたことから、本来はもっと多くの実績を期待していたことが窺える。しかし、令和元年度は、導入初年度であることから周知が十分でない上に、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、国内の移動に大きな制約が課された時期でもあった。このことから、利用実績は予定どおりとはいかなかったと考えられる。

市では、令和3年度に要件の拡充を行っており、プロフェッショナル人材や生活の拠点を秋田市内に据えたテレワーカーなども対象に追加しているが、新型コロナウイルス感染症の影響が残っているためもあり、対象者が大きく増加するには至っていない。今後は、新型コロナウイルス感染症の影響が徐々に薄れていくことが予想されることから、制度の周知に一層注力することで利用者数の増加を図っていただきたい。

【意見 9】 所得税の処理に関する周知について(P63)

移住促進事業の中で支給される「秋田市東京圏移住支援事業補助金」、「秋田市子育て世帯移住促進事業補助金」、「秋田市若者移住促進事業補助金」の各種補助金については、国税庁のホームページで次のような見解が述べられている。

移住支援金は、移住先の地方公共団体が、一定の要件を満たす移住者に対して支給するものであるところ、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得のいずれにも該当せず、当該支給の対象から官公庁に新規就業した者は除かれていることから給与所得にも該当しないと考える。

そして、移住支援金は、営利を目的とする継続的行為から生じたものではなく、労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質も認められないとともに、一時に支給されるものであるから、一時所得に該当すると考える。

(「別紙 地方公共団体の地方創生起業支援事業及び地方創生移住支援事業に基づき支給される各支援金の課税関係について」から抜粋)

本事業における各種補助金は、上記の「移住支援金」に含まれる。したがって、移住促進事業の中で支給される各種補助金を受給した市民には、確定申告をする義務が発生する場合があるが、市ではこれにかかる周知を現在のところ行っていない。今後は、対象者に対し、必要な周知を行っていく必要がある。

なお、一時所得について、所得税関係は必ずしも確定申告の義務があるわけではないため、税務署等に個別に確認することが望ましい。一方、確定申告をしていない場合には、住民税の申告が必要となる。この場合は市の窓口で相談するように勧められたい。

【意見 10】 予算と決算の差額について(光回線整備事業費補助金)(P64)

本負担金は、国が新型コロナウイルス感染症対策として、テレワークや在宅学習を可能とするインフラ整備の一環として情報通信基盤である光回線の整備を進めようと、令和2年度補正予算を組んだことに始まる。市としては、これを利用し、市内の光回線未提供エリアにおける回線網を整備することを企図したものである。

しかし、当初の協定書では予算額を 76,595 千円と見込んでいたが、変更契約によって 14,879 千円にまで減額されることとなった。当初予定額を下回る執行額となった理由は、総事業費が下がったためとのことであるが、ここまで大きく予算と決算の差額が生じると、当初予算額の 76,595 千円の根拠が薄弱であったにもかかわらず協定を締結したと受け取られかねない。

整備を予定していたエリアについては、全て整備が完了しており、その上予定より少ない所要金額での事業目的を遂げているため問題は生じていないのであるが、これについては結果論ともいえる。特に負担金は、相手方からの請求に疑問を抱かず支払が行われる傾向が強いため、今後は事業者の示す工事費なども一度庁内で必要な協議を経て金額の妥当性を検討してから協定を締結する必要がある。

(3) 観光文化スポーツ部

① 補助金等の決算額の推移

【図表 10】 補助金等の金額の推移

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
補助金	96,854	77,130	97,980	96,447	86,657
負担金	244,516	250,866	320,982	350,171	483,643
交付金	80,831	80,000	82,000	75,996	77,788
その他	31	33	40	24	24

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
合計	422,232	408,029	501,198	522,638	648,112
一般会計の割合	99.79%	99.80%	99.83%	99.84%	99.86%

(出所)秋田市の資料より作成。

② 監査の結果(指摘及び意見)

【意見 11】 補助対象経費の明確化及び精算について(P73)

ア. はじめに

令和 3 年度において「竿燈まつり保存・継承支援事業補助金(以下、当意見内で「支援補助金」という。)」は、38 町内竿燈会に各 20 万円(計 760 万円)が支出されているが、補助対象経費を要綱にて明確に定めること、町内竿燈会から補助金の収支報告書を求め必要に応じて精算手続きを行うことが求められる。

近年の補助金を巡る動きとして補助対象経費を明確に規定すること、団体補助金(公益性のある団体等に対して、その運営に必要な運営経費に対して補助するもの)を廃止し、事業補助金(団体等が何らかの事業実施により支出した経費の一部を補助するもの)として補助金を支出する方針が定められていることが多い。秋田市でも「市単独補助金の見直しについて」(平成 15 年 6 月 3 日付け通知)では『1 (2) 事業費補助の原則 市単独補助金は事業費に対する補助金のみを交付することとし、団体運営費補助金を廃止する。また、補助対象となる事業および経費を明確にし、事業終了後には精算を行うこと』と補助事業及び補助対象経費を事前に要綱等で明確に設定し、補助事業及び補助対象経費の収支報告に基づき、精算業務を行うことを定めている。

イ. 補助対象経費の明確化について

支援補助金の補助対象経費は『補助金(町内竿燈会への補助金)』と定められている。支援補助金の資金の流れとしては、市から竿燈まつり実行委員会へ補助金が渡り(760 万円=38 町内竿燈会×20 万円)、竿燈まつり実行委員会から 38 の町内竿燈会へ 20 万円の補助金が渡る。結果、補助対象者である竿燈まつり実行委員会は各町内竿燈会へ交付要綱が定める「補助金(町内竿燈会への補助金)」を支出しており、問題はないように見える。しかし、竿燈まつり実行委員会を間には挟んでいるが、実質的な補助金交付対象者は町内竿燈会であり、交付要綱にて町内竿燈会のどのような支出が補助対象経費に該当するのかを明確に定めなければ、補助金の透明性は確保できない。具体的な例を挙げると、町内竿燈会が飲食費等に補助金を充てていたとしても、補助対象経費が明確ではなく、特段の報告が必要ない現状においては、その事実を市が知りうることはできない。

そもそも支援補助金の趣旨は、コロナウイルス蔓延による影響により竿燈まつりが中止になった場合に、各町内竿燈会が企業等から受け取る寄附金が減少する一方で、竿燈製作費等が先行支出されているため過大な財政負担を市が負担することで、各町内竿燈会の竿燈まつりへの永続的な参加を支援することにある。令和 3 年度を例にとれば、竿燈まつりの中止が令和 3 年 5 月 29 日に決定しており、各

町内竿燈会は開催を見込んで既に竿燈製作等を行っているために、市から支援補助金が支出された経緯である。この支援補助金の趣旨を鑑みた場合、補助金額は竿燈まつりが中止となったことによる町内竿燈会の実負担増加額を上限とすべきであり、具体的な補助対象経費として要綱上「町内竿燈会への補助金(町内竿燈会が支出した竿燈製作費等)」等として設定することが必要である。

ウ. 収支報告書の受領・精算について

また、支援補助金では各町内竿燈会より補助金に関する収支決算書・報告書等は求めておらず、実態として用途の制限はない渡切りの団体補助金のようにも見えてしまう。補助金の透明性確保の観点から、町内竿燈会から補助事業にかかる収支報告書の提出を受け補助対象経費に確実に充当されたこと、補助金が余った場合には補助金の精算を行うべきである。

【指摘事項 2】 スポーツホームタウン推進事業補助金のあり方について(P75)

ア. はじめに

(1) 団体運営補助金的な補助金のあり方について

スポーツホームタウン推進事業活動支援補助金(以下、「HT補助金」という。)について「事業費補助」を前提とした制度設計にあるが、実態としては秋田市が原則として廃止方針を示している「団体運営補助」を行っているように見える。結論として、制度設計の見直しが必要である。

(2) 補助金の区分にかかる整理

近年の補助金を巡る動きとして、市民ニーズに対応した補助制度の整備や、補助金支出にかかる透明性の確保を趣旨として「補助金ガイドライン」等の名称で補助金に関する基本的な指針を定めている基礎自治体がみられる。それらの方針に共通するものとして、補助対象経費を明確に規定すること、交付先の実支出額の一部を補助対象とする方針が定められていることが多い。

一例をとると、富山県高岡市においては市独自のガイドラインである「補助金の基本的な考え方」を令和2年4月に定めており、補助金の整理および方針等を規定している。高岡市では補助金を「制度的補助」「事業費補助」「イベント等補助」「団体運営補助」に分類しており、「団体運営補助」については、法令等により設置されている公共団体及び市が公益上その活動が必要であると認める団体(例えば、社会福祉協議会)以外への交付は原則として行わない方針としている。

《参考》高岡市における補助金の区分

制度的補助	事業費補助	イベント等補助	団体運営補助
法令等により補助の実施が義務付けられているもの等	団体等が行う公益性のある事業に対して、その事業(活動)に必要な経費に対して補助するもの	行事、イベント、大会の開催に対して補助するもの	公益性のある団体等に対して、その運営に必要な運営経費に対して補助するもの

(出所)高岡市「補助金の基本的な考え方」

秋田市においては対外的に補助金に関する方針は定められていないが「市単独補助金の見直しについて」(平成15年6月3日付け通知)では『1(2)事業費補助の原則 市単独補助金は事業費に対す

る補助金のみを交付することとし、団体運営費補助金を廃止する。また、補助対象となる事業および経費を明確にし、事業終了後には精算を行うこと』と記載されている。すなわち、団体運営補助を原則廃止したうえで、補助事業及び補助対象経費を事前に要綱等で明確に設定し、補助事業及び補助対象経費の収支報告に基づき、支出額の一部を市が補助するという方針である。

(3) HT 補助金の補助金区分について

HT 補助金は、交付要綱にて補助対象経費が定められていないが、補助対象事業を『・ユニフォームまたは練習ウェア等への本市キャッチコピーへの掲出・試合会場における本市キャッチコピー等の掲出・その他事業の実施に要する経費で市長が認めたもの』と定めている。すなわち、プロスポーツチーム団体が実施する秋田市キャッチコピー掲出等を事業単位として、その事業(活動)に必要な経費に対して補助金を支出するものであり、いわば「事業費補助」を前提とした補助金制度であると解釈される。

(4) HT 補助金の収支報告について

補助対象となっているプロスポーツ 3 チームの令和 3 年度における補助事業にかかる収支予算書と収支決算書は下表のとおりである。

【図表 11】 令和 3 年度収支予算書と収支決算書

区分①	区分②	区分③	ブラウブリッツ 秋田	秋田ノーザン ハピネッツ	秋田ノーザン ブレッツ
収支 予算書	収入の部	秋田市補助金	11,000,000	11,000,000	7,000,000
		収入の部合計	11,000,000	11,000,000	7,000,000
	支出の部	ユニフォーム広告費	9,000,000	8,000,000	6,000,000
		試合会場広告費	2,000,000	3,000,000	1,000,000
		支出の部合計	11,000,000	11,000,000	7,000,000
収支 決算書	収入の部	秋田市補助金	11,000,000	11,000,000	7,000,000
		収入の部合計	11,000,000	11,000,000	7,000,000
	支出の部	ユニフォーム広告費	9,000,000	8,000,000	6,000,000
		試合会場広告費	2,000,000	3,000,000	1,000,000
		支出の部合計	11,000,000	11,000,000	7,000,000

(出所) 市に提出された収支予算書及び収支決算書

収支予算書と収支決算書を見る限り、全てのチームにおいて「収支予算書＝収支決算書」となっており、また収支決算書(収支予算書)においては「収入の部＝支出の部」となっていることがわかる。これは全てのチームが計画と 1 円も差がない補助対象経費の実支出を行い、また、収入額(補助金受入額)と 1 円も差がない補助対象経費の実支出があったことを意味する。もちろん両者が偶然一致することも可能性としては考えられるが、全てのチームが同じように両者一致している現状は不自然である。はっきり言えば、収支決算書の支出の部において全てのチームが本当に補助対象事業にかかる経費の実支出額を記載しているか疑問が生じるところである。この点、市は、補助対象者から同内容の収支決算書の提出があった以上、実際に同様の実支出があったもの(例えば、秋田ノーザンハピネッツであれば「ユ

ニフォーム広告費」として8,000,000円の実支出があり、「試合会場広告費」として3,000,000円の実支出があったものと理解しているとのことであった。また、市として実支出の実在性(発生)を検証するための、補助対象経費の支出にかかる証拠資料(請求書・領収書・出金資料)等を補助先に求めたことはないとのことであった。

(5) HT 補助金の補助対象経費について

ここで、当補助金の補助対象経費の具体的な内容について考えてみたい。交付要綱上の補助対象事業は前述のとおり「・ユニフォームまたは練習ウェア等への本市キャッチコピーへの掲出・試合会場における本市キャッチコピー等の掲出」にかかるものと定めており、これらの事業にかかる支出が補助対象経費と解される。

「ユニフォームへの本市キャッチコピーへの掲出」の事業内容としては、各チームのユニフォームに秋田市の夏祭りである「竿燈」の文字・模様や、「秋田市」という文字を入れている。発生する具体的な費用としては、文字・模様のデザイン費用や、文字・模様をユニフォームに入れ込むことにより増加するユニフォーム製作費等と想定される。当該費用として秋田ノーザンハピネッツを例にとると8,000,000円の経費が発生したと報告しているが、一般論として文字・模様のデザイン費用等に8,000,000円もの費用が発生することは考えにくい。

【図表 12】 秋田ノーザンハピネッツユニフォーム 左足②「竿燈」部分が秋田市部分



(出所) 市保管資料より

また、「試合会場における本市キャッチコピー等の掲出」の事業内容としては、各チームが試合会場に以下のような横断幕を掲げている。発生する費用としては、横断幕の作成費等が該当するものと考えられるが、こちらについても3,000,000円(秋田ノーザンハピネッツ)もの費用が発生することは考えにくい。

【図表 13】 秋田ノーザンハピネッツ横断幕



(出所) 市保管資料より

イ. 現状制度の問題点について

ここまでの内容を整理すると、市は HT 補助金を事業費補助金(公益性のある事業に対してその事業に必要な経費に対して補助するもの)として整理しているなか、各チームが支出したとする補助対象経費の実在性(発生)について疑義が生じているが、市として補助対象経費の明細の入手・閲覧等の検証は実施していない状況である。いわば、事業費補助金のフォーマットは採用しているが、あたかも市が廃止方針を採っている団体運営補助金(団体等に対して、その運営に必要な運営経費に対して補助するもの)を支出するような内容、または一般的なスポンサー料を支出するような内容(プロスポーツチームはスポンサー料收受により、広告掲出等の義務は負うが、受領した資金の使途は問われないため同質と考慮)となっており、制度全体として理屈が通っていない。

ウ. 今後の対応について

秋田市は今後もプロスポーツチームに対する資金支援は行っていく方針とのことであった。その場合の対応として、プロスポーツチーム毎の公益性を分析・判断したうえで(「【意見 12】プロスポーツチームの公益性の検証について」を参照)、団体運営補助金を交付できるほどの高い公益性があると判断できる場合に限り団体運営補助を行う制度に変更することや、ユニフォーム広告費等の効果に見合う適正な価格設定を前提としてユニフォーム広告掲出等委託業務として随意契約にて委託契約を締結し、市民に情報開示すること等が必要となるものと考える。

なお、現状の制度下にて補助金を継続することは実態として困難と考えられるが制度変更しない場合には、交付要綱において「補助対象経費」を明確に定める必要がある(現状、補助事業の定めはあるが経費の定めがなく曖昧である)。また、補助対象経費が実際に支出されたものであるのか市として支出明細の入手や支出疎明資料(領収書・請求書等)との照合を行い実支出のみを補助対象として交付する必要がある。

【指摘事項 3】 補助金の終期の設定がないことについて(P79)

HT 補助金については、次の「【意見 12】プロスポーツチームの公益性の検証について」に記載したとおり市がプロスポーツチームに高い公益性を認めていることから、補助金の終期は特に設定していないとのことであった。

確かにプロスポーツチームには、相当程度の公益性が認められることは理解ができる。しかし、公益法人等でもない利益追求を目的とする株式会社等の形態をとっているプロスポーツチームに対する補助金に終期設定がないことは不合理と言わざるを得ない。特に HT 補助金のような団体運営補助金的な補助金の支出を行い、収支内容詳細について報告を受けない限りは、交付対象先のどのような支出に補助金が充当されているかを認識することができず、会計監査等のモニタリングの機会も一般的に少ないため、会社の行った冗費的な支出や役員報酬の増額部分に充てられている可能性さえ認められる。

地域プロスポーツの歴史は浅いため、財政基盤が脆弱なチームに対し地域自治体が公益的観点から補助金を支出することは合理的とも考えられるが、それはあくまでもプロスポーツチームの収支が軌道

に乗るまでの期間に限定すべきであり、財政的な自立時期を終期として設定すべきである。

なお、チーム名の明言は避けるが、内部留保たる純資産額を約 2 億円保有しているプロスポーツチームに対しても市は補助金を交付している。HT 補助金は平成 22 年から継続しており純資産額 2 億円の内訳には秋田市からの補助金が相当程度含まれており、純資産から個人株主へ配当を行うことや、役員報酬の増額等により純資産を外部の個人に流出させることも可能と言え、そのことは結果的に補助金を個人に流出することを意味する。やはり、当スポーツチームのような財政的に自立している団体に対して補助金支援は行うべきではない。一方で、市が当スポーツチームのユニフォーム広告等に高い効果を見出しているならば「【指摘事項2】団体運営補助金的な補助金のあり方について」に記載したように広告委託費等として当該プロスポーツチームと個別に契約を締結すべきであろう。

【意見 12】プロスポーツチームの公益性の検証について(P80)

秋田市では、【指摘事項2】で記載した「団体運営補助金的な補助金のあり方について」のとおり、プロスポーツチームに団体運営費補助的な補助金を支出している。事業費補助の場合は補助対象経費が対象事業に必要な支出に限定されるのに対して、団体運営費補助は補助対象経費が広範であるため交付対象には非常に高い公益性が求められている。一般的に団体運営費補助金が交付される団体としては、社会福祉協議会やシルバー人材センター等の公益法人が主であり、株式会社等の民間団体に対して交付されることは基本的にはない。

秋田市が民間団体であるプロスポーツチームに団体運営費補助的な補助金を支出する以上、その公益性について精緻に検証する必要がある。この点、市としてはプロスポーツチームを「都市資源」として考え、非常に高い公益性があるものと判断しているとのことであった。一方で、具体的な公益性のエビデンスを市は持っていない状況にある。終期設定等も不明確で毎年 29 百万円と多額の支援を行う以上、市民を対象としてプロスポーツチームの応援をしているか、会場に足を運んだことがあるかといったチームに対する応援具合・好感度を計るアンケートを実施するとともに、毎年の経済効果を算出等によりその公益性を詳細に検証し市民に説明する必要があるものと考える。

(4) 市民生活部

① 補助金等の決算額の推移

【図表 14】補助金等の金額の推移

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
補助金	104,048	97,642	108,463	31,368,516	165,715
負担金	40,937,029	35,758,472	36,558,039	36,591,464	36,572,976
交付金	74,778	52,139	71,648	149,972	114,195
その他	-	-	-	-	-

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
合計	41,115,855	35,908,253	36,738,150	68,109,952	36,852,886
一般会計の割合	8.37%	9.51%	9.58%	51.33%	10.17%

(出所)秋田市の資料より作成。

② 監査の結果(指摘及び意見)

該当なし

(5)福祉保健部

① 補助金等の決算額の推移

【図表 15】 補助金等の金額の推移

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
補助金	680,520	695,360	459,505	725,658	3,372,440
負担金	29,148,201	29,607,531	30,319,441	30,575,400	30,943,202
交付金	217,339	217,397	14,952	113,456	407,539
その他	382,980	-	-	-	13,100
合計	30,429,040	30,520,288	30,793,898	31,414,514	34,736,281
一般会計の割合	9.49%	7.88%	6.43%	6.41%	14.23%

(出所)秋田市の資料より作成。

② 監査の結果(指摘及び意見)

【意見 13】 電子地域通貨と福祉政策について(P106)

秋田市に限らないことであるが、細かい補助金等が多くあり、その利用状況も予測がつかないものもあり、予算の流用等で苦勞する部分もあろう。特に、新型コロナウイルス感染症対策などのように市民レベルという多くの相手に資金を提供する必要がある場合、それにかかる人的物的コストはばかにならない水準になる。

このような状況にも対応するために、電子地域通貨について行政のDX化の一環として検討できないかという観点から当該意見を示すものである。

まず、地域通貨という発想自体は、19 世紀のイギリスにおけるロバート・オーエンの労働通貨の概念にまでさかのぼるが、1930 年代オーストリアで導入した事例もあるという。日本では 2000 年頃に一時ブームとなる。しかし、当時は発行や運営にコストがかかること、利用範囲が限定されてしまったこと、及び法的規制の検討等が問題となり、現在は地域振興券等の発行など小規模で限定的なものにとどまっている。

しかし、現在では電子通貨を利用することでコストが抑えられ、コミュニティの再生や総合的福祉政策という広い範囲で扱うこと、法的には仮想通貨としての位置づけをすることで、その利用可能性が注目され始めている。

これに対し、まず海外での成功例を示す。第 1 は、電子通貨ではないが地域通貨の成功例として、「ヴェルグルの奇跡」と言われたオーストリアのヴェルグルの事例である。この特徴は、通貨を確実に費消させるために、経済学者のゲゼルの理論に従い、通貨自体を毎月 1% ずつ価値が減少するようにさせた点である。これにより人々は早めに使わざるをえなくなった。同様のものとしてはドイツのバイエルン州の一部で通用しているキームガウアーという地域通貨がある。第 2 は、日本の電子通貨であるが、飛騨地域で使われている「さるぼぼコイン」を挙げたい。「さるぼぼコイン」は、岐阜県高山市・飛騨市・白川村で使える電子通貨アプリであり、加盟店で支払いに使ったりユーザー間での送金をすることも可能である。

現在マイナンバーカードの導入を促進させるためにポイントがつくサービスを政府が行っているが、同様に特に個人への福祉サービスについてこのような方法で電子地域通貨を導入することが考えられるのではないだろうか。更に、現行実施されている介護支援ボランティア制度に係るボランティア活動転換交付金で用いるポイントもこれに含めることができると考える。

これに対しては、障がい者はともかく高齢者には使いづらいという意見がある。やはり、アナログでなければという主張である。しかし、山間部や豪雪地帯を有し、少子高齢化が進行する秋田市だからこそ DX 化を進め、例えば電子回覧板を導入し、それに見守りサービス機能や電子地域通貨を導入するなど、低コストで一度に多くのサービスを市民に提供できるようなサービスを考案することが必要ではないかと考える。さらに、これに健康維持のため、散歩等歩くとポイントが加算されるが、1 年間使わないと数%減価するなどの仕組みを加えることでより有効な効果が得られるのではないかと思われる。このような仕組みが予め実装されていれば、コロナ対応で市民全体に一律に 10 万円相当を配布するなど、大した手間とコストを掛けずに行うことも可能になり緊急対応にも役立つのではないであろうか。

【意見 14】 補助対象経費などのわかりやすい情報開示について(新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業費補助金)(P 107)

当該事業については、予算の執行率は 35%に留まっている。その理由を考えると、秋田市における感染者が少なかったこと、障がい者福祉施設での感染予防対策が効果を発揮していた等の理由も考えられるが、秋田市のホームページでの説明において、補助金の交付要綱第 4 条に補助金の対象となる経費は、別表に定めるとおりとするとしながら、当該別表がどこからも見ることができず、何をどの程度補助されるのかわからなかったことも考えられる。今後は、要綱を添付するだけでなく、わかりやすい情報開示が望まれる。

【意見 15】 補助対象範囲の拡大について(いきいき長寿はり・きゅう・マッサージ費受療券の使用に関する負担金) (P108)

当該施策は秋田市だけでなく、他のいくつかの地方自治体でも同様の施策は見られるが、概ね 65 歳から 70 歳以上としているところが多い。本来は整形外科が対応する分野も多いのであろうが、鍼灸についても WHO (世界保健機関) がその効果を認めていることもあり、医師不足の地域では有効な施策であろう。現在までの施策の目的が後期高齢者の健康・福祉ということであろうが、診療報酬の増加対策として、雇用創出の政策の一つとしても複合的政策としてももう少し範囲を広げてもいいのではないであらうか。最も広げた事例としては、東京都千代田区の事例があり、補助の範囲を 40 歳以上、1,000 円で年 24 回としている。このレベルの補助に温泉療養も加われば市民にとっては、満足な水準と思われる。

【意見 16】 介護従事者資格取得支援事業費補助金の目的と効果について(介護従事者資格取得支援事業費補助金) (P108)

当該事業は、介護従事者の確保に資するものの一環としてされた政策と思われる。一定の予算が消化されていることから、予算計上の目的は達成されていると考えるが、それが介護人材の確保に寄与しているかという疑問である。現在、介護人材の育成のための短期大学が生徒が集まらず閉校するというように、若者の介護離れは明白となっている。その主たる理由の1つは給料の安さであり、それ以外に労働環境や将来への不安等が理由となる。このような状況は欧米でも同様であり、これに対して欧米では外国人労働者の採用や給与補助などが行われる。千葉県の実例でも当時の知事自らがベトナムに自ら赴いて宣伝を行ったり、県として介護人材としての外国人労働者確保を政策の1つとしている。仮に、当該補助金が人材確保までも視野に入れるのであれば、そのような策を秋田市だけでなく秋田県としても持たないと効果が薄いであらう。人口減少への対応の一つとしても外国人労働者の問題も検討されたい。

【指摘事項 4】 敬老会補助金の見直しについて(P108)

① はじめに

現在高齢者福祉の分野でも儀式的部分に関する見直しが全国で始まっている。それは、かつての人口増加時代から少子高齢化時代になり、社会全体の高齢者に対する負担が増加する中で、長寿を祝うことは行政自らが行うことではないのではないかという疑問から発したものである。ここでは、高松市の事例を紹介したい。高松市では平成 25 年当時に既にそのような対応をしていたことが注目される。

② 高松市における敬老会事業の見直しについて¹

ア. 見直しの経緯

¹ 高松市公式ホームページ「スマートシティたかまつ推進プラン(2019～2021)について」
https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/keikaku/sonota/korei_fukushi/korei_fukushikondan/h25_1.files/21979_L12_20131114_s1.pdf

本市(高松市)では、昭和 46 年から、老人福祉法第5条に基づき、老人の日前後に、式典開催や敬老訪問などの敬老行事を高松市社会福祉協議会に委託し、地区社会福祉協議会が実施主体となり、実施している。しかし、最近では、各地区の敬老会の式典の参加率は平均 33%前後となっているほか、自治会ごとに開催する地区や、式典開催に替えて敬老訪問を実施している地区がある。このような中、平成 22 年 3 月議会の教育民生常任委員会において、委員から、参加者数減少への対策や、地域コミュニティ協議会で実施することも含め、敬老会のあり方について検討が求められていた。また、平成 23 年度包括外部監査結果では、敬老会事業が、慣習的な式典開催になっていることや、本来の目的を果たすための実施内容、運営方法を検討することの必要性などについて指摘された。このことから、敬老会事業のあり方について、検討を行ってきた。

平成 24 年 4 月	健康福祉局内検討プロジェクトチーム結成
7 月	地区社会福祉協議会へアンケート調査実施
10 月	プロジェクトチームによる検討結果をとりまとめた。
10 月	中核市に調査実施
25 年 1 月	高松市高齢者保健福祉計画推進懇談会で意見聴取
4 月	地区社会福祉協議会会長会にて見直しの方向性について説明
5 月	民生委員児童委員連盟常任理事会にて見直しの方向性について説明
9 月	地区社会福祉協議会会長会にて 26 年度以降の方向性について説明
10 月	市議会教育民生調査会にて説明
10 月	コミュニティ協議会会長会にて 26 年度以降の方向性について説明
10 月	コミュニティセンター長および事務局長会にて 〃

イ. 当時の状況

(ア) 対象者および一人当たりの事業単価

- 8 月 15 日現在で市内に住民票を置く、その年の 12 月 31 日で 75 歳以上の者
- ・在宅高齢者:2,640 円
- ・対象施設入所者:1,086 円

(イ) 実施主体

- ・各地区社会福祉協議会(全 41 地区)
- ・対象施設(特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・ケアハウス・有料老人ホーム)
- ・大島青松園

ウ. 当時の対象人数、事業費の推移

区 分	対象者数(75 歳以上高齢者)(人)		決算額 (千円)	前年度比(%)	
	在宅対象者	施設対象者			
平成 23 年度	49,912	47,407	2,505	127,875	—
24 年度	51,506	48,893	2,613	131,915	103.2
(予算)25 年度	52,743	50,025	2,718	135,018	102.4
推計 34 年度	65,037	61,778	3,259	166,633	(対 25 年)123.4

※在宅対象者数には大島青松園も含む

エ. 他市の状況

24年10月、中核市および徳島市に照会した結果、本市を除く41市のうち、21市が事業を実施し、20市は実施していない状況であった。また、実施している市における一人当たりの事業単価は、1,000円未満が21市中15市であった。

(ア)事業の有無 有:21市 無:20市

(イ)事業単価(平成24年度予算)

5,000円以上	1市
3,000円～4,999円	0市
2,000円～2,999円	1市
1,000円～1,999円	4市
1,000円未満	15市

(ウ)事業費(平成24年度予算)

50,000千円以上	4市
30,000千円～49,999千円	4市
10,000千円～29,999千円	6市
5,000千円～9,999千円	4市
5,000千円未満	3市

オ. 見直し内容について

- 平成26年度から地域コミュニティ協議会への地域まちづくり交付金事業に移行する
- 平成26年度の敬老会事業費相当額を維持し交付金に算入する
- 施設敬老会への助成は、廃止する

③ 秋田市について

上記の高松市の事例は、少子高齢化が前面に出始めた時代の議論であり、かなり慎重な対応を経て段階的に見直しを行ったものである。しかし、今日少子高齢化と人口減少の影響は顕著に進んでおり、その最も進んでいるという秋田県では、高齢者への公平なサービス提供や補助金の支出の目的の観点から、これに対する対応を最も早く行うことが望まれていはいはずである。

この点、単に儀式化し、しかも増加しつつある当該費用だけでなく、「いきいき長寿祝い事業」も含めて見直すべきではないかと考える。確かに、長寿は喜ばしいことでもあるし、市民の敬老思想の高揚は重要な視点ではある。しかし、長寿にお金を配ると市民の敬老意識は果たして高揚するのであろうか。長寿の祝いは記念品だけでも十分ではないのか。敬老会補助事業の見直しと合わせて改善が望まれる。

【指摘事項 5】 団体の活動状況に見合った補助金の支出について(秋田市老人クラブ活動補助金及び老人クラブ連合会各種活動補助金) (P111)

秋田市において老人クラブは昭和 36 年発足以来当初活動に盛り上がりを見せていたが、現在では以下のように加入率が低迷している。老人クラブは、老人福祉法で定められた、社会奉仕、教養文化及び健康づくりなどを行うクラブ活動である。

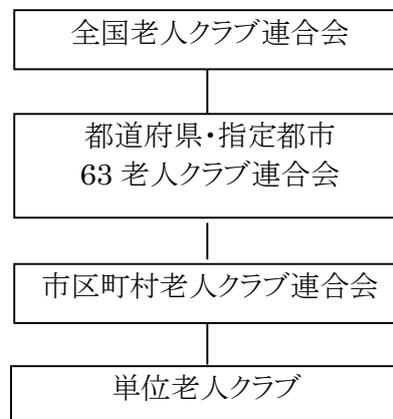
【図表 16】 年度別クラブ数(団体)等の推移

年 度	クラブ数(団体)	会 員 数(人)	60 歳以上加入率(%)
平成 29 年度	176	6,650	5.8
平成 30 年度	168	6,198	5.4
令和元年度	157	5,372	4.6
令和2年度	152	5,081	4.3
令和3年度	131	4,208	3.6

(出所)令和 4 年度 福祉の概要より転記

老人クラブは、老人福祉法で定められた、社会奉仕、教養文化及び健康づくりなどを行うクラブ活動であり、以下のような階層構造をなしている。

【図表 17】 老人クラブの構成



(出所)公益財団法人長寿科学振興財団のホームページによる。

戦後、社会が混乱している中で老後の不安を抱く人々などが自らの手で自分の生活を守っていかうとする趣旨から作られた老人クラブもその活動内容は、既に外部の機能でカバーできるようになっていることなどから、全国的に加入率は低下しており、秋田市だけが例外ではない。

そのため、秋田市がなんらかの補助をするにしても、連合会、単位老人クラブ双方に従来の慣例に従い、いずれにも補助をしつつ、先に示した敬老会への補助もするといったものではなく、高齢者サービスの重複する部分を整理し、どこを民間が行い、どこを行政が行うのかという点を整理しつつ、行政が補助をするに値するのを見直す時期にきているのではないかと考える。加入率が 3%程度しかない任意団

体で、補助金を出すことは高齢者への公平なサービス提供という観点からは問題となると考える。これに関して、秋田市では「秋田市老人クラブ補助金交付事務要領」（改訂版は令和3年4月1日施行）及び「単位老人クラブ用老人クラブ活動補助金事務の手引き」（令和3年12月作成）により支出の目的等を審査して適正に支出しているとのことであるが、問題の核心は適正支出の内容ではなく、既に参加率がわずかしかない団体に公金を支出することの公平性及び有効性の問題であることに留意する必要がある。

なお、連合会についても「秋田市老人クラブ連合会各種活動補助金交付要綱」（改訂版は令和3年4月1日施行）を定め秋田市では適正支出をしているとのことであるが、加入率の極端に低い組織の上部団体の位置づけを考えると、その間接経費の意味を考慮して単位老人クラブ以上に公金支出の意味は薄れていると言わざるを得ない。

コミュニティの創出は大切であるが、高齢者のニーズが満たされていないからこそ加入率が低迷するのではないであろうか。当該補助金自体を廃止するか、組織率が一定以下の団体には支給しない等見直す必要があると考える。

なお、逆に活発なクラブ活動と高い加入率を保っている事例があるので紹介したい。佐賀県上峰町の老人クラブの加入者は、令和4年度時点で900人程度、65歳以上の約36%が加入しているとされる。ここでの特徴は老人クラブ女性部会が運営する「ふれあい喫茶」である。ありきたりの事例ではあるが、その地域になく、ニーズに即したアイデアを実現している老人クラブであれば当該補助金の意味はあるが、あまりに低い加入率の老人クラブへの支出は不平等を助長するだけではないかと考える。また単位老人クラブだけでなく、任意団体としての連合会にも補助金を出す慣例も減額を含めて見直すべきではないかと考える。

【意見 17】 補助金の適用範囲の拡大と利用可能性の向上について（障がい者雪下ろし支援事業補助金（障がい福祉課、補助金）及び高齢者雪下ろし支援事業補助金）（P113）

上記における高齢者、障がい者における雪下ろし補助金及び負担金の執行率（当初予算との比較）及び使用額が非常に低いものとなっている。一方、秋田市内での道路の除雪状況についても不満²がでていたり、除排雪コールセンターの電話が繋がらないなど雪下ろしに限らず除排雪全体における情報連絡体制や業務自体に遅れが見られる点も影響している可能性が考えられる。本来除雪活動は中小建設業者にとっては一大収益事業であるし、歴史的には秋田には豪雪対応のノウハウがあるはずである。そのため、民間事業者を含め組織的に対応するとともに、当該補助金等の処理がスムーズにできれば、潜在的ニーズに応えることができると考えられる。高齢者や障がい者に限らず、屋根の上での除雪作業には危険が伴う。当該補助金の範囲の拡大と利用可能性の向上が望まれる。

² 秋田市公式ホームページ「市民の声」
<https://www.city.akita.lg.jp/shisei/iken/1003645/1004649/1034394.html>

(6)環境部

① 補助金等の決算額の推移

【図表 18】 補助金等の金額の推移

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
補助金	34,009	64,380	75,968	63,419	55,620
負担金	777	858	642	9,992	560
交付金	29,167	38,964	46,037	54,845	37,043
その他	-	-	-	-	-
合計	63,953	104,202	122,647	128,256	93,223
一般会計の割合	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

(出所)秋田市の資料より作成。

② 監査の結果(指摘及び意見)

【意見 18】 交付金支給対象である環境保全団体の財務状況の検討について(自然環境保全・体験支援事業)(P131)

令和 3 年度の交付金支給団体において決算状況が多額の「経常増減額」(利益)となっているケースが認められた。秋田市の交付金の額を大きく上回っており、詳しい事業内容等は不明であるが、その原因等については秋田市側でも確認する必要があると思われる。

環境保全活動団体を育成したいという秋田市の政策的配慮もあるかと思うが、同じ様な事を実施している団体の損益等は必ずしも多額の利益が発生する様な環境にはないものと思われる。

【意見 19】 中小企業等省エネ促進事業の拡充について(P131)

令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症の拡大の影響による秋田市内企業の経営悪化に伴い、設備投資に充てる資金が不足したことや、世界的な半導体不足の影響により、機材の納期遅延や納入の見通しが立たない状況が続き、市内企業が省エネ設備の工事を実現できなかったようである。

令和 4 年度もロシアとウクライナの戦争の影響でエネルギー環境も急速に悪化し中小企業等の経営を悪化させている。

このような経済環境の収束の予測はできない状況ではあるが、できるかぎり今後において秋田市は当該事業や他の省エネ支援策の拡充に努め中小企業の維持に努められたい。

【意見 20】再生可能エネルギー導入支援事業の拡充について(前掲と重複するもの)(P132)

前掲の意見 19と同様の考えから、個人向けの補助事業である当該事業の拡充に努められたい。

【意見 21】木質ペレットボイラーの補助金について(P132)

当該補助金は、過去5年以上の間に1台も設置実績がない。事業者側で採算の目途がつかない設備投資であるなら、補助金制度として廃止等も考えるべきである。

今後とも当該事業を継続するのであれば、企業側の事情等も調査した上で補助金の制度設計の変更(補助金額の上限のアップ等)を検討すべきである。

【意見 22】木質ペレット、木質ペレットボイラーの燃料費への補助について(P132)

木質ペレットストーブの設置は安定的に進んでいるが、近時のエネルギー事情の悪化による中小企業等の経営悪化をうけて、燃料費に関しても何らかの補助を自主財源で実施することなども検討しても良い時期ではないかと考えられ、秋田市の積極的な中小企業の救済が望まれる。

【意見 23】協同組合秋田古紙回収協会の確定申告書等の会計資料入手とチェックの必要性について(古紙ステーション回収システム支援経費)(P132)

協同組合秋田古紙回収協会の決算書を見ると、人件費等について賞与等の年度ごとの増減幅が大きい等、秋田市が現在入手している会計情報だけでは十分に財政状況や損益状況をチェックすることは難しいものと思われる。

今後は、毎年度において当該協会の確定申告書や納税証明書等の詳細な会計資料を提出してもらい交付金の支給が適切であることを確認する様にすべきである。

【意見 24】生ごみ減量促進事業の更なる活性化について(P133)

当該事業の補助金事業は堆肥化容器が平成24年度から、電気式生ごみ処理機が令和元年度から実施されている。秋田県は土地付き住宅の居住者の比率が高く、令和3年1月における秋田市の世帯数は137,022世帯に上っている。

両事業の補助金の支給件数・支給金額は安定的とは言えていても潜在的には当該事業の利用者を拡大できる状況ではあると思われる。

今後、両事業の市民への情報提供をより積極的に行い、利用件数がより増加して生ごみの減量化を推進されることが望まれる。

以上